

令和8年度鳥取県会計年度任用職員（一時保護支援員） 採用試験募集案内

◆鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所◆
〒682-0881 鳥取県倉吉市宮川町二丁目3 6
電話(0858)23-1141 担当：吉田
<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/>



1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	随時受け付けます ◎郵送、持参及び電子申請で申込みができます。 ◎郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ◎持参による場合は、必ず職員へ手渡ししてください。（土・日曜日、祝日は警備員が常駐しています。） ◎電子申請の場合は、「7 受験申込手続」を参照ください。
試験日時	相談により日時を決定します ◎試験日時は相談により決定します。採用試験申込書には確実にご連絡のとれる電話番号を記載してください。
試験会場	鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所（鳥取県倉吉市宮川町二丁目3 6）
試験結果 発表日	試験日から3日後（予定）受験者に試験結果通知を郵送します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
一時保護支援員	2名	一時保護児童に対する夜間指導、児童と過ごしながら生活習慣の指導及び就寝後の巡回等、一時保護施設の宿直業務を行う	中部総合事務所県民福祉局 倉吉児童相談所 （鳥取県倉吉市宮川町二丁目3 6）

3 受験資格

- (1) 18歳以上であること。 ※深夜業務に従事するため
- (2) 性別を問いません。
- (3) 熱意を持って児童への指導を行うことができ、次のいずれかに該当する人。
 - ① 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学又は専門学校において、児童福祉、社会福祉、心理学、教育学、社会学、医学、看護学、保健学等を専修する学科を卒業した者、若しくは履修中の者、又は社会福祉法第19条第1項各号に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者
 - ② 保育士資格を取得し、2年以上児童福祉施設で従事した人
 - ③ こども家庭庁が定める「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修のうち、「地域保育コース」又は「社会的養護コース」の履修者で、かつ、2年以上児童福祉施設で従事した者
 - ④ 社会福祉施設等において、2年以上入所者の生活支援に従事した人
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員になることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (5) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
 また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
専門試験	20点	知識、思考、表現能力等についての筆記試験（60分）
適性検査		業務に対する適正についての検査（20分）
人物試験	25点	個別面接による人柄、性向、態度についての口述試験（20分）

5 任用期間

採用日～令和9年3月31日（予定） ※採用日は調整の上決定します。

6 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 勤務1回につき14,705円 ※断続的労働に従事する者の最低賃金の減額特例に準じて算出した金額。 ※最低賃金の改定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。 ○期末勤勉手当 期末手当（12月期）：報酬の月額相当額の1.2305月 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円までの範囲内で1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額。（8/21を上限とする。）
福 利	各種保険の適用なし
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 なし (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引き、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	月8回以内で不定期 1回の勤務時間は、原則、17時15分から翌朝8時30分まで
任 用 の 期 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。（再度の任用4回まで）
その他	夕食及び朝食時に児童と食事を共にしていただきます。（自己負担あり）

7 受験申込手続

提出書類等	(1) 採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。 (2) 試験結果通知用返信用封筒 1通 (返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること) (3) 資格免許等の写し、単位取得証明書及び在学証明書等3の受験資格を証明できるもの
申込先	1 郵送・持参 鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所 〒682-0881 鳥取県倉吉市宮川町二丁目36 電話 (0858) 23-1141 2 電子申請 とっとり電子申請サービスからの申込みも可能です。 右のQRコード又は次のURLから申込みページへアクセスできます。 https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20193 ※電子申請サービスからの申込の場合は上記(2)試験結果通知用返信用封筒1通は試験日当日に持参してください。 
申込書の 記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効になる場合があります。 2 すべての欄にもれなく正確に記入してください。 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 4 最終学歴欄には、最終学歴だけ記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
その他	◎提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。 ◎採用試験申込書には、確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。 ◎郵送により応募される場合は、お電話にてその旨お知らせください。

	◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎感染症予防対策を講じた上で、試験を実施します。 ◎障がい等により試験実施時に何か配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。ただし、お申し出内容によってはお応えできないことがあります。
--	--

8 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に採用予定者及び補欠合格者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又は採用取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の登録有効期間内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※補欠合格有効期間 試験結果通知の日から 3 月

9 試験結果の発表

全ての受験者に文書にて結果を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）第 14 条第 1 項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容は次のとおりです。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の可否、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点 (不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む)	試験結果発表日から 1 月間	鳥取県中部総合事務所 県民福祉局 倉吉児童相談所 (鳥取県倉吉市宮川町二丁目36)

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に 110 円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長型 3 号（12 cm×23 cm）〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB 又は B の鉛筆、消しゴム）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、可否通知の発送、採用手続き及びその連絡以外には利用しません。

13 試験会場案内図

